

令和6年度佐賀県放課後児童支援員認定資格研修開催要領

1 目的

本研修は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童支援員の職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的として実施します。

2 主催

佐賀県

3 対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者

4 研修科目、日程等

別紙のとおり

5 受講料

無料

6 資料代（テキスト代）

1,210円（実費）

※研修初日の受付時に申し受けますので、おつりのないようにご用意ください。

なお、テキスト（「認定資格研修のポイントと講義概要」（中央法規出版株式会社発行））を持参される方については、資料代は徴収しません。

7 申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、以下の関係書類を添えてお申し込みください。

- (1) 資格証等の写し（基準第10条第3項の各号のいずれかに該当することを証する各種資格証、修了証明書、実務経験証明書等）
- (2) 本人確認書類の写し（住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等）

8 提出先

佐賀県内の放課後児童クラブに勤務している場合は、クラブが所在する市町の放課後児童健全育成事業担当課に提出（市町担当課は管内の申込書等を取りまとめた上で、

県こども未来課に提出してください)、それ以外の場合は、県こども未来課(〒840-8570 佐賀市城内1-1-59)に郵送又は持参により提出してください。

9 申込期限【県への提出期限】

令和6年8月27日(火) ※郵送の場合は期限日消印有効

10 受講票

受講決定者には受講票を送付します。必ず、各回の研修日に持参してください。

11 修了証

認定資格研修の全科目を履修し、レポート等の提出により放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了証を交付します。

12 留意事項

(1) 15分以上の遅刻、早退、離席等があった場合は当該科目を履修したとは認められませんのでご注意ください。

(2) 既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について受講を免除することとします。ただし、希望者の受講を妨げるものではありません。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達」

(3) 令和5年度に放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証の交付を受けた場合は、上記7の申込書類の他に、一部科目修了証の写しも併せて提出してください。

13 問い合わせ先(委託先事業者)

特定非営利活動法人 佐賀県放課後児童クラブ連絡会

住所 〒845-0022 小城市三日月町久米 2120-2

電話 0952-73-8716

FAX 0952-37-8553

mail planhoukago@gmail.com